

2024（令和6）年度 日本学生支援機構 大学院修士課程及び専門職学位課程 特に優れた業績による返還免除内定候補者の募集について

本制度の概要

本制度は修士課程及び専門職学位課程に進学する人を対象に、貸与終了時に申請する特に優れた業績による返還免除の内定者として決定する制度です。優秀な低所得世帯の大学学部生等に対して、大学院修士課程及び専門職学位課程での修学に係る経済的不安を早期に解消し、進学へのインセンティブを高めることを目的としております。

返還免除とは

特に優れた業績による返還免除とは、大学院（修士課程・専門職学位課程・博士課程）において第一種奨学金の貸与を受けた学生で貸与期間中に特に優れた業績を挙げたと認められる場合に貸与期間終了時においてその奨学金の全額又は半額の返還が免除される制度です。

日本学生支援機構 WEB サイト

詳細は日本学生支援機構 WEB サイトでご確認ください。

ホーム>奨学金>在学中の手続き>特に優れた業績による返還免除の手続き>手続き>
（修士課程及び専門職学位課程）返還免除内定制度

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/gyosekimenjo/tetsuduki/syushinaitei.html>

対象研究科について

博士前期課程・修士課程	全研究科
専門職学位課程	法科大学院

申請について

1. 申請対象者

以下の①～④のすべてを満たす者

- ①令和6年度に本学修士課程及び専門職学位課程へ進学予定の者
- ②大学学部において高等教育の修学支援新制度を利用している者（家計基準に基づく支援区分の見直しにより奨学生の身分が「停止中」の者は除く）又は住民税非課税世帯の者
- ③特定分野（「科学技術イノベーション創出に寄与する分野（情報・AI、量子、マテリアル等）」又は「大学の強みや地域の強み等を生かした分野」）への進学を希望していること
- ④将来上記③に記載の特定分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を備えて活動することができると認められる者

2. 審査の流れ

- ①学内選考委員会で総合評価し、日本学生支援機構に推薦します。
- ②日本学生支援機構業績優秀者奨学金返還免除認定委員会で審議のうえ、内定者として認定されます。

3. 申請について

<申請書類>

以下の書類を郵送または下記キャンパスに提出してください。**期限厳守**

- ①申請書（別紙-様式1）
- ②申請者本人と生計維持者（父母がいる場合は父母両方）の市町村発行の令和5年度所得（課税・非課税）証明書（原本）※課税標準額/調整控除の額/税額調整額が記載されているもの

<提出期間>

2023年12月1日（金）～2024年1月19日（金）17：00 厳守（郵送の場合必着）

<提出場所>

- ◆杉本キャンパス 学生課奨学金担当 学生サポートセンター1階
 - ◆中百舌鳥キャンパス 学生課奨学金担当 A3棟1階
- 両キャンパス共 平日 9：00～17：00

<郵送先>

〒558-8585

大阪市住吉区杉本3-3-138 大阪公立大学 学生課 日本学生支援機構担当

封筒の表、余白部分に朱書きで「返還免除申請書類在中」と記入してください。

<申請手順>

1. 申請書類の提出期限 2024年1月19日（金）17：00 厳守



2. 大学からスカラネット（日本学生支援機構 WEB サイト）の
入力用 ID・パスワードの交付

※郵送で申請の方は、申請書に記入しているメールアドレス宛に送信します。



3. 大学の期限までにスカラネット（日本学生支援機構 WEB サイト）の入力



4. 内定者採用結果を 2024年7月頃（予定）に通知

4. **注意事項**

◆本内定制度を利用するためには、**大学院の予約採用あるいは修士課程等進学後の春の在学採用にて第一種奨学金の申し込みをしていただく必要があります。**

また、本内定制度の申請要件と第一種奨学金の選考基準は異なることから、本内定制度に決定された者であっても、第一種奨学生に採用されとは限りません。なお、第一種奨学生に不採用となった場合は、内定者として決定されていたとしてもその効力を失うこととなります。

◆内定者となっても、貸与終了年度に募集する「**大学院第一種奨学金特に優れた業績による返還免除**」に申請を行う必要があります。この申請がない場合は、返還免除候補者としての推薦ができません。

なお、免除額は以下のとおりとなります。

特に顕著に優れた業績を挙げた者…全額免除／特に優れた業績を挙げた者…半額免除

◆内定者には 年に 1 回中間評価があり、内定者として相応しい成績を挙げているかどうか確認します（学業成績不振などにより、内定を取り消される場合があります）。

以下の（１）～（３）すべてを満たしているか大学で確認し、機構に報告します。

（１）第一種奨学生の適格認定の区分の「廃止」又は「停止」に該当していないこと

（２）修業年限内に課程を修了する見込みであること

（３）文部科学省令第 36 条第 1 号～第 10 号で定める各業績について、十分な成果を挙げる見込みがあること

※適格認定で「警告」の認定を受けた場合は（３）を満たしていない人として報告されます。

◆今回の返還免除内定候補者に採用されなかった場合も、貸与終了時の「**特に優れた業績による返還免除**」に申請することは可能です。

問い合わせ先

文・法・経済・経営・都市経営・理・ 医・生活科学・法科大学院	学生課 杉本キャンパス 日本学生支援機構担当 gr-gks-kikou@omu.ac.jp
現代システム・情報学・工・農・ リハビリテーション・看護	学生課 中百舌鳥キャンパス 日本学生支援機構担当 gr-gks-kikou@omu.ac.jp